

面会室内における写真撮影に関する国家賠償請求訴訟の東京高裁判決に抗議する会長声明

2015年（平成27年）7月22日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

（声明の趣旨）

当会は、接見交通権や弁護権の存在意義を正解しない東京高等裁判所平成27年7月9日判決に抗議し、また、刑事施設、留置施設、鑑別所が、弁護人による電子機器の持込み、使用等につき制限、検査をすることのないよう強く要請する。

（声明の理由）

- 1 本年7月9日、東京高等裁判所は、拘置所の接見室内で勾留中の被告人と接見していた弁護人が証拠保全のためにデジタルカメラで被告人を写真撮影していたところ、拘置所職員が撮影を禁止したうえで接見を中止させた行為について、弁護人の接見交通権や弁護活動の自由を侵害するとして提起された国家賠償請求訴訟において、国に10万円の支払いを命じた原告一部勝訴の原判決を取消し、請求を全て棄却するとの逆転敗訴判決を言い渡した（以下、「本判決」という。）。

原審判決は、接見交通権が憲法の保障に由来する権利であることを踏まえ、弁護人の接見を中止させることができるのは、未決拘禁者の逃亡のおそれ、罪証隠滅のおそれ、その他の刑事施設の設置目的に反するおそれが生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限られると判示した上、本件撮影行為については、これらの蓋然性があるとは認められず、拘置所職員による撮影禁止行為、接見中止行為を違法であると判示していた。

しかし、本判決は、憲法34条前段が、弁護人と面会して相談し、その助言を受けるなど弁護人からの十分な援助を受ける機会をもつことを保障していると解しながら、「接見」という文言が「面会」と同義に解されること、刑事訴訟法制定当時にカメラやビデオ等の撮影機器が普及しておらず、弁護人による写真撮影・動画撮影が想定されていなかったことなどを理由に、写真撮影等が弁護活動

に必要なコミュニケーションとして保障されるものではなく、逃亡や罪証隠滅等の蓋然性はない場合でも、単に刑事施設が定めた規律侵害行為があれば接見を中断できると判示した。そして、本件撮影行為は接見交通権の内容として保障されているものではなく、接見中止行為は弁護活動を不当に制約しないと結論づけた。

2 しかし、接見は、口頭での意思連絡に限定されるものではなく（大阪高判平成17年1月25日、後藤国賠控訴審判決参照）、写真撮影行為も、接見交通権の保障が及ぶものである。また、本判決は、刑事訴訟法制定当時写真撮影が想定されていなかったと判示するが、これは、科学技術の進歩に伴って新たな法律解釈が生まれているという実務を無視したものである上、法によって認められた「面会」と憲法の規定に由来する「接見」との法的性質の違いを認識せず、また、目的物の占有の移転を伴う「書類等の授受」と占有の移転を伴わない「接見」の区別も無視するなど、あまりにも問題の多いものである。

3 そもそも弁護人は、身体拘束下にある被疑者・被告人の刑事手続上の権利を全うするために、法の許す範囲でなしうる限りの活動をする弁護権を有しており、これを行使することは、すなわち、被疑者・被告人に対する誠実義務の履行であり、最善弁護義務の履行でもある。そうであれば、弁護人が弁護活動の一環として接見室内で行なった撮影行為を、具体的な支障もないのに中止させることは許されず、本判決の判断は接見交通権や弁護権の存在意義を理解しない不当なものというべきである。

本判決により、刑事弁護を担う弁護人が、接見室内における被疑者・被告人の言動を記録化し、将来の訴訟行為や防禦活動のために役立てようとする弁護活動が規制されることが常態化し、弁護人が必要な写真撮影などを躊躇するようなことは、万が一にもあってはならない。

4 よって、本判決を機に刑事弁護活動への萎縮効果が生じることのないよう期するべく、当会は本判決に抗議するとともに、弁護人による電子機器の持込み、使用等につき制限、検査をすることのないよう強く要請する。

以上